

富岡・甘楽 学校保健だより

第61号

富岡市甘楽郡医師会

はじめに

テロ等準備罪処罰法案が成立し、小学校や獣医学部の新設に関する疑惑、アメリカの大統領選挙にロシア関与の疑い、北朝鮮によるミサイル・核実験騒ぎなど、国内外で、様々な話題が、ニュースになっています。国内の政治の安定（もちろん独裁ではなく）、世界の政治・経済の安定を、誰もが望んでいます。しかし、なかなか利害関係があり、必ずしも、すべての人が満足いくようには、できていないのも現実ととらえるしかないのですが。

季節は、雨の少ない梅雨で水不足が心配ですが、猛暑や急な夕立と、天気の変化も激しく、熱中症に十分気を付けなければいけない時期でもあります。

さて、今回も三人の先生方に執筆して頂きました。大変お忙しい中ご協力ありがとうございました。非常に内容に富んでおりますので、日頃のご指導の参考にしていただけたら幸いです。

〈目次〉

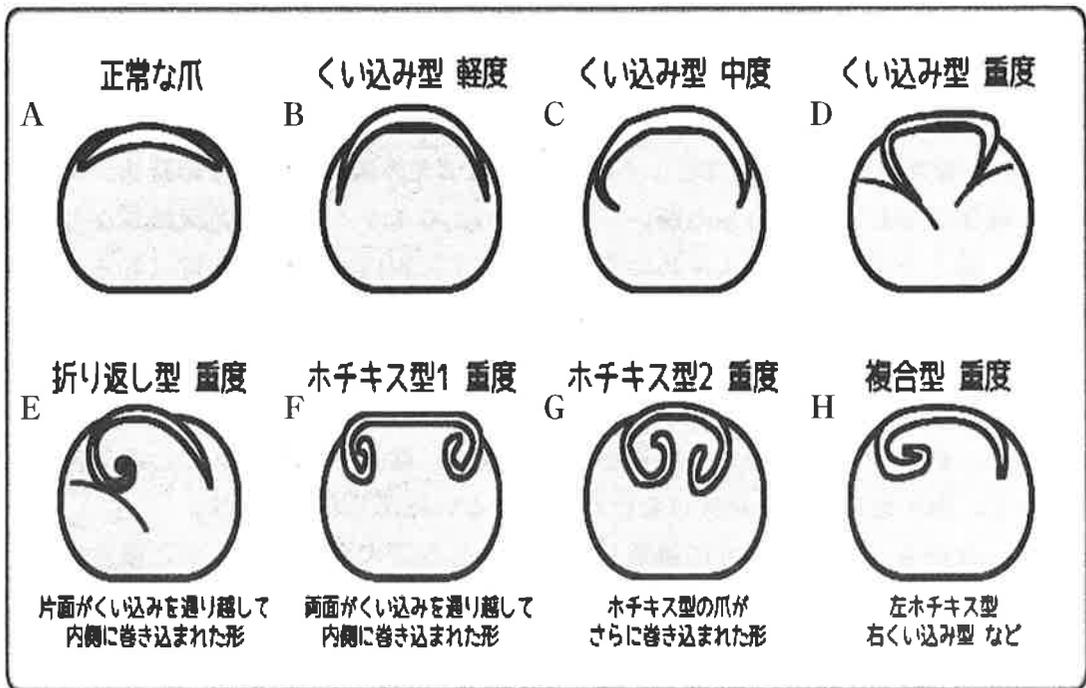
1. 巻き爪（陥入爪）大竹外科胃腸科 **大竹 雄二 先生**
2. ピロリ菌と胃がん 小泉医院 **小泉 幸彦 先生**
3. 「受動喫煙防止法」の成立に向けて
..... 久保田クリニック **久保田幸夫 先生**

巻き爪 (陥入爪)

大竹外科胃腸科 大竹 雄二

子供たち、特に部活で運動をしている生徒には、結構この「巻き爪」で悩んでいる人がいるのでは無いでしょうか(?!) 小学生にはほとんど無く、中学生から大人に見られる病態です。

図①



巻き爪とは、図①の如く爪の両脇が垂直となり、自分の爪が自分の足趾に喰い込んでいる状態です。程度により沢山のタイプが有りますが、中学生の場合には [C] 段階までしか見た事が有りません。此処に体重が掛かれば痛いし出血もします。出血すると言う事は創が出来てしまっているので化膿してしまいます。さらにこの創が治らないままですと不良肉芽が出て来ます。毎日毎日消毒しても、お薬 (抗生物質等) を飲んでも治りません (図①・2)。これが巻き爪の最悪のパターンです。

当院にはこの様な生徒さんが時々やって来ます。その際の処置の方法は色々と考えさせられました。大袈裟に言えば、開業以来34年間にわたり色々試行錯誤して来ました。

もちろん成書に記載されている通りに施行すれば良いのですが、目の前にいるこの生徒をどの方法で処置してやれば良いかは、実際解らないモノです。ましてや子供たちは「早く治して早く練習や試合に復帰したい」と願っています。

図①-2



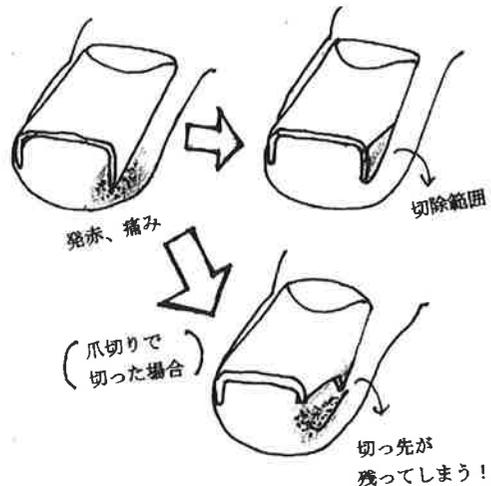
そして中学生と言ってもまだ子供ですから痛いのは嫌います。したがって当然の事ですが「痛くなく、早く、しかも完璧に直してやる」のが理想です。でも「巻き爪」そのものでかなり痛い思いをして来ているので、処置に際して結構我慢できる生徒が多い事は、外科医サイドにおいて救いとなっています。また解剖学的な面も含めて説明を十分に行い、どうしてもこの処置（手術）をしなければ治らないと説明し納得して貰えると、自ら手術を希望し痛みにも耐えられる様になります。

また事を複雑にしている要素に、爪周囲炎と爪白癬症が有ります。爪周囲炎はその名の通り爪の周囲が化膿した状態です。これを繰り返して「不良肉芽」が盛り上がって血と膿が出て困り果てている場合も有ります。爪白癬症は爪が厚ぼったくなり白濁しているので解ります。この爪白癬症の場合も巻き爪になって来ます。爪白癬症は大人の病気であり生徒で見かけた事が有りませんので、本編ではこれを割愛します。

治療をどうすれば良いかと言えば、

図②

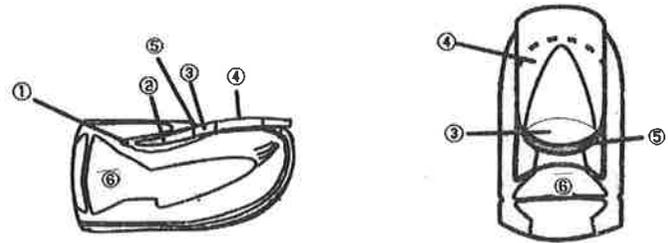
図②のような簡単な例では爪が喰い込んでいるのだから、この部分のみを切除すれば大丈夫です。しかし爪切りでこれをやっても中の方にとがった爪の断端を残してしまい、もっとひどくなってしまいます。この様な例は先の尖ったハサミである尖剪刀で切るのが正解です。



ところで爪の解剖は図③の如くです。

この中に「爪母」なる部分があります。此処が爪を創っている訳ですので、この喰い込んでいる部分の元となる爪母を切除してしまえば、喰い込んでいた部分の爪は生えて来なくなります。これが図④の

図③ 爪の解剖



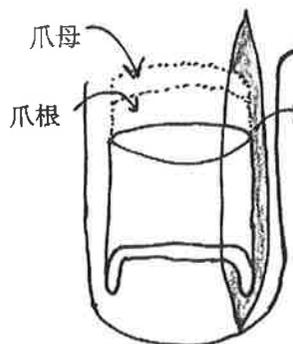
①爪母、②爪根、③爪半月、④爪甲、⑤甘皮、⑥末節骨

巻き爪根治術（陥入爪根治術）です。この手術を以前は良くやりました。しかしこれを成書通りに施行すると全治まで10日前後掛かります。しかも術後ずっと痛みが有ります。その理由は爪と一緒に皮膚および皮下組織も一緒に切除するので、切除した後にこれらを縫合しなければならないからです。

最近は局所麻酔をした後で尖剪刀にて、図⑤のように喰い込んだ部分の爪と一緒に爪母も切除しています。皮膚および皮下組織は全く切除していないこの方法だとほとんどが4日間で治癒します。もし化膿していても7日間では治ります。この簡単な手術が出来たようになったのは、先ほどの巻き爪根治術を何度も行ってその解剖が頭に染み付いているからです。

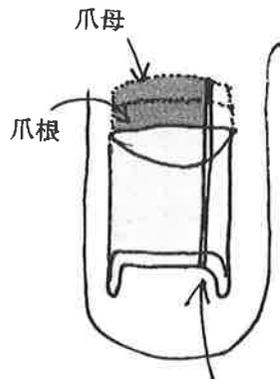
前述した通りに、子供たちにとっては「痛くなく、早く、しかも完璧に直してやる」事が大事です。巻き爪の治療は非常に奥が深く、外科医にとっては工夫のし甲斐が有り大変勉強になる疾患と考えられます。

図④ 嵌り爪根治術



局所麻酔下に爪母を含めた爪と皮膚を一塊に切除する。切除された爪母の部分の爪は生えて来なくなる。

図⑤ 「尖剪刀」を用いた嵌入爪根治術



局所麻酔下に
此处から尖剪刀を入れて
爪母までを切除する。
同様に切除された爪母の部分の爪は
生えて来なくなる。

ピロリ菌と胃がん

小泉医院 小泉 幸彦

ピロリ菌は、3歳くらいまでに感染すると生涯胃に持続感染するとされ、何十年も感染していると、胃の粘膜が荒れて萎縮してしまい、胃がん（高分化腺がん）にかかりやすくなります（9割以上の胃がんがこのタイプです）。

感染経路としては糞口感染、口口感染とされます。以前は人糞などを堆肥として農作物の肥料に使用してきましたし、また、井戸水も飲料水としてよく利用されていました。これらが、ピロリ菌の感染の下地となって広がったと考えられます。人糞を堆肥として使用しなくなり、上水道の整備、簡易水道等井戸水を使用する場合の消毒の徹底と水質基準の厳格化により、80歳以上の方のピロリ菌の感染率は80%以上になりますが、30代以下になると10%未満の感染率となっています。

感染者から幼児への口移しても感染は考えられるから気を付けたほうが良いでしょう。ただし鍋は一緒につついても感染しません。

若年者のピロリ菌感染者の減少により、胃がんは今後ますます減っていくことが期待されます。

「受動喫煙防止法」の成立に向けて

久保田クリニック 久保田幸夫

2020年東京オリンピック開催を控え「受動喫煙防止法」の成立に向け、公共の場での原則禁煙を目指す厚生労働省と分煙ないし一部例外を認めたい自民党との間で駆け引きが続いています。医療に携わる立場からすれば、どうして法案の提出すらできないのか疑問を感じざるを得ません。

今回は受動喫煙の問題について考えるとともに「どうしてたばこを吸ってはいけないのか？」という疑問に答えていきたいと思います。

2007年5月WHO(世界保健機関)はすべての加盟国に対し飲食店や職場を含むすべての公共スペース内を完全禁煙にするよう勧告しています。分煙や換気では受動喫煙を防ぐことができないのが理由です。

2008年のWHOレポートによれば、年間600万人が喫煙被害で死亡し、60万人が受動喫煙で死亡していると報告し、2030年には喫煙被害による死亡は800万人に達するとされています。

現在、公共空間の禁煙を法律で定めた「受動喫煙防止法」を持たない先進国はほとんどありません。男性の喫煙率が一昔前の日本のように70%を超えるとされる中国ですら、北京オリンピックを機に公共の場所での喫煙を禁じています。

日本での「受動喫煙防止法」の成立の障害となっているのは、小規模な居酒屋等の喫煙のようですが、イギリスをはじめ、欧米諸国ではいわゆるパブでも喫煙は一切認められません。

日本では子どもを連れて入るファミリーレストランですら完全禁煙ではありません。店内を喫煙席・禁煙席に分けるだけのいわゆる「分煙」ですが、まったく意味を成しません。また、換気扇や、屋外で喫煙することも結局喫煙者の肺内に残存した煙で十分受動喫煙は成立しますので、完全な受動喫煙対策とは言い難いのが実情です。

せっかく、東京オリンピックという「受動喫煙防止法」成立の絶好の機会が訪れたのですから、厚生労働省の奮起に期待したいところです。

人には健康で豊かな生活を送る権利が保障されています。一方、この権利はまた、義

務でもあると考えられます。

理由を考えてみましょう。たとえば、家族の誰かが病気やけがで苦しんでいるとすると、苦しんでいる本人はもちろん、周りの家族も心配したり一緒に苦しむことが容易に理解されます。このことは、地域や社会に置き換えてもまったく同じことが言えるでしょう。

日本の4大死因は、悪性新生物・心疾患・肺炎・脳血管疾患ですが、実はこの4大死因全てに喫煙の関与が指摘されています。この4大死因で総死亡の40%を占めるとされています。たばこを吸わないことが、健康で豊かな生活を送る近道であることは疑いありません。

学校教育もやはり健康で豊かな生活を送るための権利であり、義務でもあります。家族、地域、社会に共通の価値観や経済的な基盤がなければ家族や社会の幸福感は得られないかもしれません。

たばこを吸ってはいけない理由は、学校教育を受けなければならない理由と同一です。健康で豊かな生活を送るための権利であり、義務であると考えます。

無煙社会を目指し、その一歩である「受動喫煙防止法」の成立を期待しましょう。
